

平成 29 年 12 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

12月14日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成29年12月14日〔木曜日〕午前9時00分開議

本日の会議に付した案件

議案第57号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正について

議案第65号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第66号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第68号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定について

議案第69号 トレーニング室用器具備品売買契約の締結について

議案第70号 事務用備品売買契約の締結について

議案第71号 体育備品売買契約の締結について

議案第72号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第2条 債務負担行為の補正

議案第75号 平成29年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

行政視察報告書について

常任委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長 藤岡和俊君 副委員長 東 猴 史 紘 君

委員 森 ケイ子 君 委員 河 合 正 猛 君

委員 鈴木 貢 君 委員 宮 地 友 治 君

委員 安 部 政 徳 君

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議 員 伊 藤 吉 弘 君

議 員 中 野 裕 二 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗 本 浩 一 君

議事課長 石 黒 稔 通 君

主 任 前 田 裕 地 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤 田 和 延 君

教育長

村 良 弘 君

健康福祉部長

丹 羽 鉦 貢 君

教育部長

菱 田 幹 生 君

高齢者生きがい課長

倉 知 江理子 君

高齢者生きがい課主幹

酒 井 博 久 君

高齢者生きがい課副主幹

栗 本 真由美 君

子育て支援課長

鵜 飼 篤 市 君

子育て支援課指導保育士

大 島 里 美 君

子育て支援課主幹

向 井 由美子 君

子育て支援課副主幹

長谷川 崇 君

福祉課長兼基幹相談支援センター長

貝 瀬 隆 志 君

福祉課主幹

平 松 幸 夫 君

健康づくり課長兼保健センター所長

平 野 勝 庸 君

健康づくり課主幹

中 山 英 樹 君

健康づくり課副主幹

青 山 啓 子 君

健康づくり課副主幹

長谷川 真 子 君

保険年金課長	今 枝 直 之 君
保険年金課主幹	相 京 政 樹 君
保険年金課副主幹	藤 田 明 恵 君
教育課長兼少年センター所長	稲 田 剛 君
教育課主幹	仙 田 隆 志 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
生涯学習課長	茶 原 健 二 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	可 児 孝 之 君
生涯学習課副主幹	大 矢 幸 弘 君
生涯学習課副主幹	宇佐見 裕 二 君

○委員長 おはようございます。

若干早いようですが、皆さんおそろいのようなので、ただいまより厚生文教委員会を開催したいと思います。

1 日目、2 日目、総務委員会は委員協議会も含めて10時50分ぐらいに終わっておりますし、昨日、建設産業委員会も委員会はもう11時10分ぐらいに終わっていましたが、それを目指してということはなかなか難しいと思いますが、きょうは昼から、昼の給食も含めまして古南小学校視察、または小学校及び外にあります学供も視察という形になりますが、委員協議会も14件ありますので、長い1日になると思いますが、御協力を皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、当局からの挨拶をよろしくお願ひします。

○市長 おはようございます。

去る11月30日に12月定例会が開会されまして以来、連日終始熱心に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第57号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを初め10議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外のときは退席していただいて結構です。

議案第57号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○委員長 最初に、議案第57号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、平成29年議案第57号について御説明申し上げますので、議案書の24ページをお願いいたします。

平成29年議案第57号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。

江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が県より市へ移譲されることに伴い制定をする必要があるためでございます。

この法改正の理由は、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となってくることから、介護支援専門員の育成や支援などに市町村が積極的にかかわっていく保険者機能の強化という観点によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）でございます。

目次をごらんください。

この条例は、第1章が総則、第2章が法第79条第2項第1号に規定する居宅介護支援事業の申請者について、第3章は人員に関する基準を、第4章は運営に関する基準、第5章は基準該当居宅介護支援に関する基準で構成をしております。

第1章では、趣旨、用語の定義、基本方針を規定し、はねていただきまして、第2章では、法第79条第2項第1号に規定する居宅介護支援事業の申請者は法人とすると規定をし、第3章では、従業員の員数及び管理者を規定し、第4章では、内容及び手続の説明及び同意について、はねていただきまして28ページでは、提供拒否の禁止及びサービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介護認定の申請に係る援助、身分を証する書類の携行を、そして29ページでは、利用料等の受領、保険給付の請求のための証明書の交付、指定居宅介護支援の基本取扱方針、指定居宅介護支援の具体的取扱方針を、少し飛ばしていただき、33ページやや下でございます。こちらでは法定代理受領サービスに係る報告、そして利用者に対する居宅サービス計画書の書類の交付、34ページでは、利用者に関する市への通知、管理者の責務、運営規程、勤務体制の確保等、35ページでは、設備及び備品等、従業者の健康管理、掲示、秘密保持、広告、居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等、そして36ページでは苦情処理を、37ページでは事故発生時の対応と会計の区分、記録の整備を規定し、第5章では準用についてを規定しておるものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 森委員 介護保険が始まる時に、片仮名を使わないということで日本語だけで書かれているものですから、全く逆に意味がわからないんですけど、まず、この表題の指定居宅介護支援等というのはどういう意味ですか。
- 高齢者生きがい課長 居宅介護支援というものは、ケアマネジャーが行う支援のことです。そこに指定がついておりますのは、今回、江南市が指定居宅介護支援事業者の指定権限等に関しまして、県からの移譲により市が指定するという事で指定というふうに記載をしておるものがございます。
- 森委員 それで、これを読んでいって問題だなあと考えたのは、第3条の基本方針というところで、指定居宅介護支援の事業は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないということで、本当に介護を必要とする人たちが、いわゆる在宅で済ませなさいよと、在宅を強要するような感じに受け取れるわけですよ。まずこのことが言われているということはね。本来ならばこういう要介護状態になった方々の状況をしっかりと把握をして、その人たちに合った介護サービスを提供するというのが原則だと思うんですけども、まず在宅でと、居宅でということが第1項で掲げられているものですから、実際の活動の中で、こういうケアマネジャーが介護計画を立てるときに、このことがまず念頭にあって、そういう方向に進めていくということに、これを優先的に進めていくということになってしまうのではないかと思うんですけど、その辺のところはどうでしょうか。
- 高齢者生きがい課長 今回のこの条例は、現在県が行っております条例、それを市町村の条例へと切りかえるものがございますので、現在もこのような条例は県のほうで定められており、県のものが指定に関して関与をしておるといってございますので、現在の状況と大きく変わるものではないということでございます。

それから、この第3条第1項におきまして、可能な限りその居宅においてということになっておりますが、まずは在宅等のサービスを使うことでその方の残されている機能を発揮しながら、住みなれた自宅、地域で生活ができ

ないものかというものをまず検討しつつ、施設をも含めてマネジメントをしていくという考えでもって行うものというふうに認識をしております。

○森委員　　そういうことで、本当にその人の実態に合わせた介護の計画がしっかり立てられていくように、ぜひこのことが優先されて在宅でということが強要されることのないようお願いをしたいというふうに思います。

○鈴木委員　　今の質疑内容を聞いておりまして、基本的には従来からあるこういった施設というものが県からの移譲で江南市のほうにかわったということだと思っておりますけれども、それではこういったものが大事な部分だというふうに考えますけれども、今、江南市が指定する居宅介護支援等、これはケアマネさんのもとにプランニングしていくということだと思っておりますけれども、事業者としてどれぐらい今、確認の意味で伺いたいんですが、指定数の数というか、もしわかれば、どれぐらいの事業者が存在するのかということをお教えしてもらいたいんですけど。

○高齢者生きがい課長　　居宅介護支援事業所は現在19事業所でございます。

○鈴木委員　　19事業所ということでございました。結構、もう既に利用されておるということですが、これも確認なんですが、介護度でいうと幾つから、要支援からなのか、あくまでも介護の認定、要介護の部分なのか、ちょっとその付近のサービス提供の範囲というのはどんな。

○高齢者生きがい課長　　要介護の認定を受けていらっしゃる方でございます。

○鈴木委員　　はい、わかりました。

　　ということは、当然要支援じゃなくて、要介護にならないと利用できないということだと思っておりますけれども、そうですか、わかりました。了解です。

○森委員　　ちょっと今の答弁、要介護認定を受けている人。受ける人でしょう。相談を、まず要支援になるのか、要介護になるのか、認定外になるのかというのは、ここにまず相談に行かなければ決まらないわけなので、じゃないんですか。介護認定を受けた人たちだけの、介護認定は認定審査会があって認定を受けるわけですけど、その前の段階、要するに、この人を認定するかしないかのそのいろいろな資料をつくるのもこの人たちの仕事でしょう。実際に会って、相談に乗って。

○高齢者生きがい課長　　ありがとうございます。答弁の訂正をさせていただきます。

きます。

要介護の認定を受けられる予定も含めて居宅介護支援事業者がかかわっていくということでございます。よろしく申し上げます。

○森委員　あと、ずうっとここに、すごいんだよね。第16条、指定居宅介護支援の具体的取扱方針ということで、27項目にわたって事細かにいろいろ書いてあるわけで、これに沿ってやっていただくということになると思うんですけども、1つだけちょっと疑問に思ったのは、これ、今説明あったように県から市に移譲されているわけで、今度は江南市が事業者についても認定するかしないかは決めるわけですよ。認定の許可を出すことができる。後のところに手数料も出てきますけど、そうすると逆に問題が起きたときにその指定を取り消すということも江南市の権限に属するわけですよ。そういう場合に、利用者だとか市民のほうからいろいろこの事業所が問題があると、あるいは実際に事故を起こしたというようなときの立ち入り権限だとか、指定の解除だとか、そういうようなことについてはここではどういうふううたわれているんですか。

○高齢者生きがい課長　県からの通知文書の中に、平成30年4月以降、事業所に対し勧告命令及び指定の取り消し、指定の効力の停止に関しては市が行うものという内容がございまして。立入検査についても市が今後行っていくものということになっております。

○森委員　苦情処理、事故発生時の対応ですとか、苦情処理とかいうことは書いてあるんですけども、その先のことが何か書いてないような気がするんですよ。この条例の中では決めてないと思うんですよ。条例に入っていないんじゃないか。

○高齢者生きがい課長　今回、お出ししておりますこの条例につきましては、事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例となっておりますので、今御質問のような内容につきましては、別途要綱等で定めていくということ。介護保険法の要綱で定めて。

○委員長　暫時休憩します。

午前9時23分　休　憩

午前9時24分　開　議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 高齢者生きがい課副主幹 指定などにつきましては、現在、地域密着型サービスでも既に行っておりますが、介護保険法の中で定められたことにより市のほうの権限としてやっているとおりに、今回、平成30年4月からは居宅介護支援事業所のほうも同じような形で整えてやっていく予定となっております。
- 森委員 そうすると、いわゆるこの立ち入りですとか、あるいはこの指定の取り消しだとか、そういうことについての基準というのは本法で決めてあるということになるんですか。
- 立入検査はよくいろいろ問題があるじゃないかというのと、これは県がやりますと、例えば特別養護老人ホームだとか、そういうところはもう江南市の権限ではなくて県の権限だというふうに言われるわけですよ。今度はそうじゃないわけだわ。県が指定しているわけじゃなくて、江南市が指定するわけだから、江南市はどのような権限を持って、そういう立ち入りだとか指定の解除だとか、そういうことができるのかも決めておかないと、それはうやむやになっちゃってまずいんじゃないかと思ったので、聞いているわけです。
- 高齢者生きがい課長 細かい今委員おっしゃられました江南市のルール、江南市のやり方につきましては、今後詰めていくというような段階でございます。
- 森委員 今後、それはまずいんじゃない。
- だからあくまでも、さっき答弁にあった人員とか運営に関する基準ということだけだったら、ここにあるわけですけども、だけど指定とか、それからその取り消しだとか、そういう権限を持つということになると、そのこともちゃんと決めておかないと、事が起きたときに江南市の責任なのか県の責任なのか曖昧のままになってしまうんじゃないかなあと思って。
- 高齢者生きがい課副主幹 指定指導などに関しましては、今までも県と共同でやってくるものがほとんどでありまして、単独で市でやっていく事業所だけというものではなく、両方がかかわっているものも多くありまして、十分に今でも県とやり方については協議をしながら進めているものです。市単独のものについて、今まで特に該当はなかったのですが、県の指定している

事業所と市が指定している事業所というのが同時に指導などを進めておりまして、そういったやり方についてもその都度協議しながら進めておりますので、今回おりてきた事業所が江南市で単独でやった場合も県のほうにいろいろと聞きながら、今までどおりルールは決まっているんですけども、改めてきちんとしたルールでもって進めていきたいと思っております。

○森委員　ただ、そうすると指定は江南市がするわけで、今、さっき説明があった19事業所というのは、今まで県が指定してきているわけですよね。このじゃあ19事業所とこれから新たに20番目になるところと扱いは変わってくるんですか。

県から市にもう権限が移譲されることになると思うんですよ、これでいけばね。この条例でいけば。そうすると、県とか市とかの問題ではなくて、市の権限というのを明確にしておいたほうがいいんじゃないかなあと。

○委員長　暫時休憩します。

午前9時29分　休　憩

午前9時34分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○高齢者生きがい課長　今回、県より市のほうに権限移譲されたことによりまして、立入検査等につきましても市のほうに権限があるというふうに認識をしております。

○森委員　その根拠は、介護保険法の中に書かれているということですか。

○委員長　もし今、お答えがなければ、後でちょっと調べていただいて答えていただくという形で、今の森委員の質問に対しては正確に後ほど答えていただければと。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前9時36分　休　憩

午前9時36分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 議案第64号について御説明申し上げますので、議案書の75ページをお願いいたします。

平成29年議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。

江南市手数料条例の一部改正について、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、指定地域密着型サービス事業者等の指定等に係る指定権限及びただいま議案第57号で御説明をいたしました指定居宅介護支援等の事業者の指定権限が県より市へ移譲されることに伴い手数料を徴収するため、また徘徊高齢者家族支援サービスを停止するために改正をする必要があるからでございます。

はねていただきまして、76ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容について、新旧対照表で説明させていただきますので、77ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第4条は、徴収の時期及び方法を規定したのですが、第4条中第3号、徘徊高齢者家族支援サービス事務を削り、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げていくものでございます。

徘徊高齢者家族支援サービス事務につきましては、タクシー会社のシステムを使った徘徊時の探索対応サービスでございますが、携帯電話の普及等に伴いサービスを停止することとしたため、その手数料について削除をするものでございます。

78ページをお願いいたします。

区分及び金額を規定します第3条の別表2. 民生関係の表中、ホームヘルパー等派遣事務の項の次に「指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等」を、その次に、「指定居宅介護支援事業者の指定等」を加えるもので、指定事務においては1件3万円、更新事務については1万円の手数料とすること及び備考欄にございます(1)市内に所在地を有する事業所に係る指定に限ること、(2)指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを一体的に行うために同時に申請をした場合は、指定地域密着型介護予防サービス事業者の手数料は免除する旨を加えるものでございます。

79ページは、徘徊高齢者家族支援サービス事務の項を削除するものです。

76ページにお戻りください。

下段の附則でございます。施行日は、平成30年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　最初に、徘徊高齢者家族支援サービス事務ですけど、これはGPSのことですか。それとは違うんですか。

○高齢者生きがい課長　GPSのことでございます。

○森委員　ですね。

それで、今まで何人ぐらい利用されておりましたか。

○高齢者生きがい課長　4月当初は2名の方の御利用がございましたが、8月から1名に減っております。現在、1名でございます。

○森委員　そうすると、この1人の方については、これからはどうなるんで

すか。これ、なくなるとなると逆に本人とタクシー会社との直接契約になるんですか。

○高齢者生きがい課長 御家族、御本人さんの御意思もただいま確認をしておるところでございますが、携帯電話等で同様のサービスがより安価に受けられるというものもございますので、そちらのほうを検討するということで、利用廃止についてはおおむね御了承いただいたという状況でございます。

○森委員 わかりました。結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時42分 休 憩

午前9時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第65号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第65号について御説明を申し上げますので、議案書の80ページをお願いいたします。

平成29年議案第65号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるも

のでございます。

提案理由といたしましては、江南市国民健康保険税の普通徴収の仮算定廃止及び納付回数の変更等について、所要の整備を図る必要があるからでございます。

81ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明を申し上げますので、はねていただきまして82ページをお願いいたします。

江南市国民健康税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第5条の2は、第11条及び第12条を削除することに伴い、引用する条の整理をするものでございます。

83ページをお願いいたします。

第8条の3は、税額の端数について新たに規定するもので、現在、江南市は1,000円未満で端数処理を行っておりますけれども、納付回数の見直しに伴いまして、最初の納期限にまとめる端数の金額を小さくするため、端数処理を100円未満とするものでございます。

第9条は、納期について規定したもので、現行は普通徴収におきまして、当該年度の国民健康保険税が確定するまでの間については、前年度の税額をもとに算出をする仮算定という方法により第1期、第2期の税額を算出し納付をお願いしておりますけれども、この仮算定について、平成30年度から第1期、第2期を廃止し、これまでの第3期から第10期までを第1期から第8期として8回の納付と変更するものでございます。

第10条は、第11条及び第12条の削除に伴い、引用する条の整理をするものでございます。

84、85ページをお願いいたします。

新旧対照表のほうの旧のほうをごらんください。

第11条及び第12条は、徴収の特例として普通徴収の仮算定について定めたもので、普通徴収の仮算定を廃止することから削除するものでございます。

これらの規定の削除に伴い、改正前第13条から、88ページの第19条までの

条数を繰り上げ、条文及び附則につきまして引用する条の整理をするものでございます。

恐れ入りますが、81ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、100ページに江南市国民健康保険運営協議会からの答申書の写しを資料として掲げてございますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　この10回にするということは、もともと8回だったものを何とか皆さんの負担感を抑えていこうということで、私、自分が議員になったその後から決めて、だからずうっとやってきたわけですね。本当に、ますますその当時に比べると税額が上ってきていて、それでその負担感というのは非常に大きいものがあるわけで、さらにそれを今度縮めてしまうということになると、ますますまた、本会議での質疑でもあったように、大変な負担感が増大をするわけですよ。この答申のほうにあるように、税額そのものは変わらないけれども、負担感というのは非常に大きいものがあるということになるわけです。ですから、何とかこれを緩和していくということのためには、例えば8月じゃなくて7月にはやれないのかということが一つあるんだけど、それは絶対不可能なことなんですか。税額はもう前に決定するもんね。

○保険年金課長　現在、本算定の時期を8月としておりますのは、その算定基礎となる被保険者の前年の所得が確定するのが6月であって、その後世帯の所得状況を確定させる、扶養のひもづけですとか、未申告者の整理ですとか、そういった事務作業が必要でありますことから、現状の事務処理体制では本算定を7月に前倒しするのは困難な状況であるというふうに考えておるところでございます。

○森委員　税額そのものは決まるわけなので、その後、世帯の人数を確定する。確認していく。その作業がある。

○保険年金課長 課税所得の確定のために、扶養のひもづけ等をする必要があることから、その作業が税務課も含めて必要になってくるかというふうに考えております。

○森委員 もう一つ、今度は実際に、本会議でもありましたけれども、例えば20万円でいくと、20万円の人は今までが2万円、それに対して2万幾ら、どのぐらいになるんでしたかね。8回になるから。

○委員長 2万5,000円ですよ。

○森委員 2万5,000円になる。という形で、非常にそれが高額になればなるほどその負担感というのは重いわけで大変なんですよ。

それでもう一つ、どうしてもそれが納められないといった場合に、いわゆる実質10回払いになるような形での分納、出納閉鎖の直前まで、だから4月、5月までの分納を認めるかどうかということですが、その納税者との協議の中で、どうしても大変だという場合に、相談して、若干でも軽くするというので、5月までの分納を認めるかどうかということについては、どうなんですか。

○保険年金課長 あくまでも条例等で納期、納期限を定めてまいりますので、それは前提でももちろんございますけれども、1回の納付金額がふえるということがございますので、納付が困難になる方につきましては、御相談いただければ分納による方法ということもあろうかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○森委員 納付相談に応じるということですね。

○保険年金課長 さようでございます。

○森委員 6月まで延びちゃうと、またちょっと問題かと思えますけれども。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時51分 休 憩

午前9時51分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 について

○委員長 続いて、議案第66号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 それでは、議案第66号につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の101ページをお願いいたします。

平成29年議案第66号 江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、新体育館の整備に伴い、江南市体育施設の名称及び使用料等の見直しを図るため、改正をする必要があるからでございます。

それでは、102ページをお願いいたします。

江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、107ページをごらんください。

江南市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

題名を「江南市体育施設の設置及び管理に関する条例」から「江南市スポ

ーツプラザの設置及び管理に関する条例」に改めるものでございます。

これは、体育の字句につきましては、スポーツが学校体育施設の枠を超えて広がっている実態に合わせて「体育」を「スポーツ」に改め、施設の字句につきましては新体育館の完成に合わせて新体育館を核として、武道館、市営グラウンド、市営テニスコートを含めた一体を江南市スポーツプラザとして位置づけるものでございます。

次に、第1条から第6条につきましては、これら変更に伴う字句等の整理でございます。

はねていただきまして、108ページをお願いいたします。

使用料についての条文ですが、第8条の「別表第2」、「別表第2から別表第5まで」改めるものでございます。

それでは、109ページをお願いいたします。

別表第1におきまして、「江南市民体育会館」を「江南市スポーツセンター」に改めるものでございます。

次に中段、別表第2は、江南市スポーツセンターの使用料を規定するものでございます。

江南市スポーツセンターにつきましては、競技場の貸出面積が広がることから、従来の貸出方法及び料金を改め、競技場を分割して貸し出しを行い、従来団体利用以外の個人利用は、当日に限り貸し出しをしていたものを、利用者の利便を図るため、3カ月前から予約がとれるように改めるものでございます。

それでは、110ページをお願いいたします。

表の上から4段目のトレーニング室につきましては、1回当たりの利用を500円とし、また1カ月の月会費を4,000円と規定しております。

その下のフィットネススタジオの使用料も同様でございます。

また、その下のトレーニング室及びフィットネススタジオは、あわせて利用される場合の使用料で、1回750円、1カ月6,000円と規定しております。

備考につきましては、第2項で事前申請において競技場及び会議室等を午前8時30分から午前9時までの時間を新たに貸し出しできるよう整備するものでございます。

それでは、111ページをお願いいたします。

別表第3から別表第5につきましては、照明施設の料金を同じ表にするなど、従来の表を整理し、江南市スポーツセンター使用料の表に合わせるものでございます。

はねていただきまして、112ページをお願いいたします。

別表第5の備考につきましては、第2項で事前申請において柔道場及び剣道場を午前8時30分から午前9時までの時間を新たに貸し出しできるように整備するものでございます。

恐れ入りますが、106ページにお戻りください。

附則でございます。附則第1項は、施行期日としまして、この条例は平成30年5月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、経過措置といたしまして、平成30年5月1日前に施行日以後の施設の利用許可を受けた者から改正後の使用料を徴収することができるものとしてございます。

なお、説明資料といたしまして、お手元に江南市新体育館使用料（案）を配付させていただきましたので。

○委員長　　今、資料の配付をしますので、お待ちください。

〔資料配付〕

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　失礼しました。

それでは、ただいまお手元に配付をさせていただきました江南市新体育館使用料（案）について説明をさせていただきます。

まず、こちらの表の区分でございますが、一番上段に、左側から区分、貸出単位、その次が料金、そして備考、そして一番右側が現行料金となっております。

まず、メインアリーナでございますが、こちらは2時間単位として、2時間当たり4,360円、その下、サブアリーナでございますが、こちらも貸出単位が2時間で2,170円でございます。現行の料金は、競技場で今2,060円となっております。

その下、フィットネススタジオでございますが、こちらも2時間単位として、料金は3,280円、そしてその下、トレーニング室でございますが、こち

らは単位が1回500円として、月会費として4,000円、フィットネススタジオも同様の1回が500円、月会費が4,000円、トレーニング室とフィットネスプログラム共通券につきましては、1回で750円、月会費が6,000円となっております。

そして、下段でございますが、会議室でございます。

まず、1階に2つ会議室がございますが、第1会議室のほうは2時間単位で580円、第2会議室が480円、そして2階に行きまして、第3会議室が1,420円、第4会議室が1,400円、第5会議室が1,070円となっております。なお、右側には現行の体育会館大会議室等の会議室の利用料金が掲げてございます。

そして、一番下段でございますが、プロジェクターと音響設備、こちらは会議室のみの使用でございますが、2時間当たり780円と音響が1,520円となっております。

そして、裏面をごらんください。

裏面でございますが、こちら、近隣の3施設との料金の比較表をつけさせていただきます。

こちらはメインアリーナの比較として、これは平日メインアリーナで照明をつけてバレーボールをした場合の1時間当たりの利用料として比較をさせていただきます。

一番上のメインアリーナからいきますと、江南市スポーツセンター、こちらはバレーボールでいくと3面とれますが、江南市では2,180円、1面当たりは727円となっております。その下はパークアリーナ小牧でございますが、こちら面積が2,600平方メートルありまして、面数で同じ3面で2,572円、1面当たりにすると857円、犬山市総合体育館は面積が1,760平方メートルで、こちら3面とれて1,930円、1面当たりだと643円、一宮市総合体育館でありますけど、こちらは面積が3,261平方メートルで、こちらは4面とれて、料金が5,600円、1面当たりにすると1,400円となっております。

サブアリーナの比較表も同様の比較ということで、それぞれ利用料金が掲げてございます。

そして、一番下段のトレーニングルーム、フィットネススタジオの比較で

ございますが、こちらは同じようにパークアリーナ小牧と犬山市総合体育館、そして一宮市総合体育館の比較表をつけてございます。

トレーニングルームでございますけれど、江南市スポーツセンターは1回500円、そしてパークアリーナ小牧は1回520円、犬山市総合体育館は620円、一宮市総合体育館は500円、そしてパークアリーナ小牧、犬山市総合体育館、一宮市総合体育館には11回の回数券がございまして、それぞれ料金がつけてございます。なお、江南市スポーツセンターについては月会費ということで4,000円をつけてございます。

フィットネススタジオ、共通利用券、こちらも同様に金額が示してございますので、よろしく願いいたします。

以上で議案第66号についての説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　ちょっとこのいただいた資料の一番最後のところに、一宮市総合体育館ですね、これは5,000円という回数券と、あと年会費というあれがあって1万2,000円というものが、一宮市総合体育館の場合はあるということですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　はい、一宮市総合体育館におきましては年会費ということで1万2,000円というものがございます。こちらは10回で5,000円程度のものが1年で1万2,000円となっているものでございます。

○森委員　いいねえ。

それで、例えばここにもあるんですけど、教室ですとか、それからトレーニング室だとかの場合、やる場合は利用料だけではなくていろいろ、私がやろうとすると、それなりのプログラムをつくってもらわなきゃいかんでしょう。勝手にやって勝手に逆に体を壊してしまうこともあるわけで、なれないと。そういう場合の指導とか、それから教室とか、そういうのは無料でやるんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　トレーニングルームとかフィットネススタジオの利用につきましては、トレーニングルームにつきましては専用の指

導員を管理委託の中で配置させていただき予定でございまして、また個々の人に合わせたトレーニングメニューというものまでには作りませんが、それぞれ体に合った、年齢に合ったといえますか、そういった指導というのはその場で行う予定を考えております。

○森委員 教室なんかをやる場合には、市のほうが市なり、要するに市が直接やるので、利用する人たちはお金を払う必要はない。そのときにトレーニング室なりフィットネス教室みたいなのをやって利用する場合は、参加費は払うのか、利用料ではなく。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 フィットネススタジオも当然講師を配置して、それぞれ運動系の教室を開催するわけでありましてけれど、こちらについては、この表にも書いてございますけど、1回当たり500円という料金を払っていただき、その教室に参加していただくという形になりますので、よろしく願いいたします。

○森委員 あと、文化会館がどうだったかなあと今思い出しているんですけど、いわゆる営利、これは500円以上ですかね、会費を取る場合というふうに、文化会館はそうなんですけど、ということで、要するにスポーツを中心にした大会などを開いたりするときとか、有名なコーチが来て指導的なことをやって、その場合に会費をいただくよという場合と、ちょっとここでやれるかどうかは別として、例えば昔のように、プロレスだとか、いわゆる興行の場合もこの2倍でやるんですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 またこの後、委員協議会の中で体育館の利用方法というものは説明させていただき予定でおりますけれども、基本的に、一般質問の中でもお答えさせていただきましてが、興行的なものは新しい体育館ではできないと考えております。

そして、営業とか非営利とかいう部分につきましても、また後ほど委員協議会の資料の中で御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○森委員 ちょっと、その500円とか何とかということじゃないようですから、ちょっと言っていた方がいいと思いますけど。

暫時休憩します。

午前10時10分 休 憩

午前10時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 先ほどの非営利、営利の区分でございますけれど、うちのほうの体育館の使用料の中で営利という区分は、その大会等行事を打つときに、参加者から入場料等の料金を徴収して大会等、また行事等を開催する場合において営利と捉えておりまして、通常の一般の大会等の利用では普通の非営利な区分での取り扱いとさせていただくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、新しい体育館につきましては、以前の興行等に当たる部分のスポーツイベント、こういったものはできないものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 ちょっと細かい話の確認なんですけど、備品の関係で、この音響設備というのだけ確認しておきたいんですが、普通、会議室をそれぞれ使った場合、音響設備はどの程度のことをいうんですか。普通だと、マイクだとか、スピーカーとかあるんですけど、どの部分での範疇の、例えば2時間1,520円になってはいますが、ちょっと教えてください。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 こちらは、音響設備は会議室等での利用を想定しておりまして、こちらは会議室でマイクを利用する場合にはこの料金単価と、またプロジェクター、こちらも御利用になる場合には使用料金が発生するというものでございます。

なお、体育館の競技場とか武道館では、音響設備は今までどおり無料となっておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 ちょっとほかの文化会館とかそういうところと比べないかんですけど、マイクがちょっと適切かどうかということについて、要するに会場費から比べてもほとんど変わらないか上回っておる場合もあるので、逆に言うと、利用度からいくと、マイクを使わないような小さい小会合ならいいんだけど、そうすると2倍ぐらいの使用料になっちゃう感じになるので、ちょっとこの金額は少し考えてもらえんかなというふうに、この手のバランスがあると思いますので、マイクを使うだけで会場費よしか上回っておる感じ

が。ちょっとどうかなあというふうに今感じたもんですから、誤解があれば申しわけないんですが。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　この料金設定に際しましては、近隣市町、また市内のほかの施設、こちらの料金も参考とさせていただきまして調査していただいた結果、これぐらいの金額が妥当であると判断しておりますので、よろしく願いをいたします。

○河合委員　1点だけ確認したいんですけど、この営利、非営利なんだけれども、一般質問したかちょっと覚えがないんですけど、例えば、今、体育会館で住宅相談とかリフォーム相談をやっていますよね。あれはできるのかできないのか、会議室で。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　今の会議室での利用、リフォーム相談等はございますけれども、新しい会議室では営利につながるような物販、そういったものの部分についてはできないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○河合委員　それと、英語教室だとか、そういう教室もやっていますよね、今の体育会館で。そういった類いもできないということですかね。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　現在、今の体育会館ではそういったさまざまな教室等を行ってみえる団体もございますが、新しい体育館においても引き続きできるものと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時19分　休　憩

午前10時19分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

済みません、ではちょっと暫時休憩します。

午前10時20分 休 憩

午前10時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第68号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 それでは、議案第68号について御説明申し上げますので、議案書の119ページをお願いいたします。

平成29年議案第68号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は、江南市立古知野西保育園で、指定管理者は学校法人愛知江南学園であります。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、古知野西保育園に係る指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

参考資料といたしまして、120ページから127ページに江南市立古知野西保育園の管理及び運営に関する協定書（案）、また128ページから129ページにかけまして年度協定書（案）を、130ページから140ページに古知野西保育園指定管理者業務仕様書（案）を掲げておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 最初に、指定管理料なんですけど、前期と比べて大分上がっていると思うんですが、これはどういう基準、要するに何%アップだとか、そのアップした基準、考え方について、ちょっと教えていただきたいんですが。

○子育て支援課長 指定管理料につきましては、議案質疑でも答弁をさせていただきました。要因といたしまして、保育士1名分の人件費分、それと職員の給料の定期昇給分、また私立の保育園の特定教育保育給付費の基本額が増加しているということが要因を加味したものでございます。

私立保育所に対する特定教育保育給付費に市職員の賃金差、延長保育職員人件費などを加えて算定した額を上限の目安として、指定管理者の提示額に対しまして、これまでの指定管理期間の人件費に対する伸び率や給付費の基本額が増加している状況を精査しながら指定管理者と協議して決定したものでございます。

○森委員 何%アップという考え方になりますか。

○子育て支援課長 人件費につきましては、毎年の伸び率を2%ということで算定いたしました。また、保育士1名分の賃金といたしまして約450万円ということで加えた金額で約1,000万円増加したということでございます。

○森委員 それから、協定書(案)の第28条に、管理運營業務の範囲外の業務ということで、愛知江南学園が市の事業に加えてやる自主事業というようなことが書いてありますけれども、これは主にどういうものがあるのかということと、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるというふうにありますけれども、この自己の責任と費用の費用というのは、いわゆる管理料の中であるということですよ。それプラス愛知江南学園が上乗せしてという意味ですかということ。

○子育て支援課長 まず、費用という部分でございますが、これは指定管理料に別途加えたものということではございませんので、あくまで指定管理料の中での、あと自主的に提案された、そういったものに対する事業でございます。それに対する費用ということで考えております。

また、自主事業という部分でございますが、今回第2期の指定管理に当たりまして提案をいただいているところでございますが、議案質疑のほうでも答弁させていただいております。市の保育士向けということで、愛知江南学

園の利点を生かしまして講習会を開催したりとか、また保護者向けの講演会ということで、アレルギー児や偏食などの知識を深めるというような講座を、今、提案を受けておりますので、そういった事業ということで考えております。

○森委員　　こういう場合に、あるいは今は講習会とか講演会ですけど、実費を保護者からもらうというようなことはないですか。

○子育て支援課長　　現在、これまでにつきましては実費ということで負担をいただいているような事業というのはございませんが、例えば教室とかそういうところで保護者からの参加の御要望ということで参加された場合につきましてはそういったことも考えられると考えております。

○森委員　　たしか布袋北保育園はリトミックだとか英語だとかやっているかなあと思うんですけど、そういう、要するに保育料以外の負担を保護者にしてもらおうというような場合というのは、こういう協定書の中ではどこかで上げているんですか。私、よくわかんないんですが。

○子育て支援課長　　例えば布袋北保育園の場合、リトミックとかそういうようなものを行うということになると、今の第28条、ここの規定で考えていくことになるかと思っております。

○森委員　　これを読む限りでは取ってもいいよという書き方はしてないわけだけれども、その計画の中にそういうことが盛り込まれていくのかどうかということになるんですけど、できるだけそういうことは避けたほうがいいなというふうに思います。

もう一点、仕様書のほうですけれども、131ページに予定年齢別園児数というのがありまして、ゼロ歳が6人、1・2歳が36人で一番多くて、あと3、4、5歳とそれぞれあるんですが、これ、クラス数でいくとどういうふうになりますか、それぞれ。

○子育て支援課長　　ゼロ歳児につきましては1クラス、1・2歳児につきまして2クラス、3歳児につきましては2クラス、4歳、5歳児につきましては1クラスということで、合計7クラスということで考えております。

○森委員　　私の認識がおくれているのかわからないんですけど、例えば3歳児は保育士1人につき20人までオーケーだったと思うんですね。それが32人

ということと、それを2クラスということですから16人ですよ、1クラス。逆に、4歳、5歳児は30人が1クラスのはずなんですけど、こんなに最初から定員オーバーではないですけど、幅を持たせた形で、それでも5歳児は1割以上のオーバーですけども、こんなことが認めてしまっているのかどうかと思うんですが。

○子育て支援課長　それぞれの年齢児に応じた職員配置というのは、委員おっしゃるとおりの3歳児につきましては20人につき1人、4歳児、5歳児につきまして30人に1人ということでございます。4歳、5歳の、4歳児でいうと32人ということ、2人多いとか、5歳児に関しては34人で4人多いとかというところがございますけれども、こちらにつきましては加配の必要なお子さんの人数ということになっておりますので、例えば5歳でありましたら34人ということですが、加配保育に対しては4対1ということになりますので、保育士としては2名そのクラスにはつくというような状況でございます。

○森委員　加配がつくということですね。

○子育て支援課長　加配を含めた人数ということでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時44分　休憩

午前10時44分　開議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 トレーニング室用器具備品売買契約の締結について

議案第70号 事務用備品売買契約の締結について

議案第71号 体育備品売買契約の締結について

○委員長 続いて、議案第69号 トレーニング室用器具備品売買契約の締結についてを議題といたしますが、議案第70号 事務用備品売買契約の締結について及び議案第71号 体育備品売買契約の締結については関連がありますので、一括で審査したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって議案第69号、議案第70号及び議案第71号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 それでは、議案第69号から議案第71号までについて御説明申し上げます。

最初に、議案第69号について御説明申し上げますので、議案書の141ページをお願いいたします。

平成29年議案第69号 トレーニング室用器具備品売買契約の締結についてでございます。

平成29年10月27日、指名競争入札に付しましたトレーニング室用器具備品の購入につきまして、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、トレーニング室用器具備品の購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札で6者により実施しました。その結果、契約金額は1,779万8,400円で、契約の相手方は、江南市赤童子町良原31番地、有限会社サカエ 代表取締役 小塚善弘でございます。

提案理由といたしましては、江南市新体育館のトレーニング室を整備するために必要があるからでございます。

はねていただきまして、142ページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、この契約の仮契約書でございます。1は品名、

仕様、規格、数量、2は契約金額、3は契約保証金、4は納入期限、5は納入場所を定めております。

なお、この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものでございます。
以上で議案第69号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第70号について御説明申し上げますので、議案書の143ページをお願いいたします。

平成29年議案第70号 事務用備品売買契約の締結についてでございます。

平成29年11月10日、指名競争入札に付しました事務用備品の購入につきまして、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、事務用備品の購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札で7者により実施しました。その結果、契約金額は2,700万円で、契約の相手方は、江南市南山町西100番地、有限会社富田文溪堂江南支店 代表取締役 富田正仁でございます。

提案理由といたしましては、江南市新体育館の事務室等を整備するために必要があるからでございます。

はねていただきまして、144ページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、この契約の仮契約書でございます。1は品名、仕様、規格、数量、2は契約金額、3は契約保証金、4は納入期限、5は納入場所を定めております。

なお、この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものでございます。
以上で議案第70号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号について御説明申し上げますので、議案書の145ページをお願いいたします。

平成29年議案第71号 体育備品売買契約の締結についてでございます。

平成29年11月10日、指名競争入札に付しました体育備品の購入につきまして、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、体育備品の購入でございます。

契約の方法は指名競争入札で5者により実施しました。その結果、契約金額は3,769万2,000円で、契約の相手方は、江南市赤童子町良原31番地、有限会社サカエ 代表取締役 小塚善弘でございます。

提案理由といたしましては、江南市新体育館の競技場を整備するために必要があるからでございます。

はねていただきまして、146ページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、この契約の仮契約書でございます。1は品名、仕様、規格、数量、2は契約金額、3は契約保証金、4は納入期限、5は納入場所を定めております。

なお、この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものでございます。

以上で議案第71号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 確認ですけど、この3件ともそうだけれども、金額は予定価格を公表していましたよね。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 備品の購入につきましては、予定価格は非公開としております。

○河合委員 あとの第69号と第71号は公表ということですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 3件とも備品につきましては、予定価格は非公表ということでございますので。

○河合委員 ああ、そうですか。わかりました。

○森委員 関連なんですけど、トレーニング室は予算との差でいきますと、59%、6割なんですよ。物すごい低いし、体育備品のほうも約78%ということで物すごい低いんですね。一体、それこそ予定価格は幾らだったのかということちょっと教えてほしいですが。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 まず予算計上時におきましては、その必要な予算を計上させていただいたわけでございますけれど、その後、必要な備品の精査を行いまして、もう一度トレーニング室、また体育備品についま

しては必要な物品等の精査を行った後、もう一度見積もり等を聴取しまして、適正な予定価格を策定した後、入札に付したものでございます。

また、予定価格についてはちょっと公表は差し控えさせていただきますが、落札率も予定価格よりも安く落札されたということで、予算と比較しますとかなり差が出ているものと思っております。

○河合委員 非公表なんですけれども、実際に予定価格よしか高く入札したところってありますか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 今、予定価格を上回っている落札結果があるかということでございますけれども、トレーニング室につきましては予定価格を上回ったものはございませんでした。その次に、事務用備品でございますけれども、こちらにつきましては予定価格を上回っている業者が、何者というのはちょっと申し上げられませんが、何者かございます。その次に、最後に体育備品でありますけれども、こちらについても予定価格を上回っている業者が何者かございます。

○森委員 どう考えたらいいかですけど、そうすると見積もりをやり直したことによって、精査し直したことによって下がったということなんですけれども、要するに予算上でいくと、例えば体育備品でいくと、4,476万円です、バスケットゴールと合わせて4,476万円です。差額が986万円ですから、言ってみれば4,000万円を超えているようなところはもう予定価格を最初から超えたということになるかと思うんですけれども、なぜ予定価格を公表しないのか。落札した後もなぜ公表できないのか。

オープンにするには明らかにしてあげたほうがいいと思うんですけど。

○教育部長 これは江南市の方針に基づいてやっているものでございまして、予定価格の公表というのは、あくまでもあれは特例だというふうに認識しております。あくまでも予定価格というのは公表しないというのが原則だと考えておりますので、お願いいたします。

○森委員 公表しておけば、予定価格を教えたとか教えなかったとかいう不正は生まれませんよ。それで、その予定価格の中でぎりぎりのところで業者の皆さんはいろいろ決めていくわけですよ。談合はしません。自分でね。

それが予定価格も示さないでやっていくと、実際には本当に、逆に言うと、

市内業者が落札をされたトレーニング室なんていうのは1,000万円違うわけなので、予算と。実際の見積もりを見直して幾らだったのかというのはわかりませんが、やれるのかなあ、大丈夫かなあと。価格競争の中で、非常に厳しい状況になるんだと思うんです。

○委員長 森委員、今のは質問ではないですか。よろしいですか。

○森委員 では、こういうことが起きるので、これは教育部のほうで、生涯学習課のほうで決めることではないと思うんですけど、予定価格を公表するかしないかということについては、だけど適切な入札ということからいけば、私は公表したほうがいいと思うんです。まして、今言われたように、予定価格と予算との差額がどのくらいあったのかというのは、今、私たちにもわからないわけですよ。その実際の落札された1,648万円というのが予定価格に対してどのくらいだったかということもわからないわけなので、やっぱりそういう意味では、予定価格は公表して、そして正常な入札行為が行われたほうがいいんじゃないかということで意見として申し上げておきます。

○委員長 御意見でよろしいですね。

○森委員 はい。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時00分 休 憩

午前11時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時02分 休 憩

午前11時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれの議案ごとで行います。

最初に、議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第2条 債務負担行為の補正

○委員長 続いて、議案第72号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出、第2条 債務負担行為の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課分の補正予算につきま

して御説明申し上げます。

議案書の172ページ、173ページをお願いいたします。

人件費を除く事業費について説明をさせていただきます。

3款1項1目高齢者福祉費、補正予算額818万5,000円でございます。

内容につきましては、173ページ説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

中段の介護保険財務事務事業、介護保険特別会計繰出金事業は380万4,000円の補正をお願いするもので、これは介護保険システム改修に必要な財源を介護保険特別会計へ繰り出しするものでございます。なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫補助金が基準額の494万円の2分の1であります248万円財源措置されますので、残額分を一般会計から繰り出すものでございます。

その下の老人保護措置事業は970万5,000円の補正をお願いするもので、これは養護老人ホーム措置者数が当初の予算での見込みより増加をしていることによるものでございます。なお、この措置費の増額分に対しましては、特定財源として措置費負担金334万9,000円が財源措置されますので、歳入予算に計上をしております。

以上で、高齢者生きがい課の補正予算の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　老人ホームの措置費ですけど、現在何名で何名ふえて、それでいわゆるむつみに入っている方とそれ以外の方と少し詳細を教えてください。

○高齢者生きがい課長　現在、29名措置がおりまして、28名がむつみに入所をしておられます。

○森委員　何人ふえたんですか、これで。

○高齢者生きがい課長　当初予算25名で積算をしておりましたが、もう既に年度末から年度初めに人数がふえておりまして、4月の時点で28名、その後30名にふえ、29名に減少して現在に至るという状況でございます。

○森委員　あともう一人、今のこの28名、30名、29名はむつみ以外の人も含

めてですね。それで、今は29名中28名がむつみにいると。あと残りの1名はどこに見えますか。

○高齢者生きがい課長 11月末の時点で春日井市の施設、しょうなあさひが丘という施設におられました。12月12日の時点で場所を移しておられます。

11月末では春日井市のしょうなあさひが丘に1名という状況でございます。

○森委員 その方が、現在ではむつみに移ったということではない。

○高齢者生きがい課長 市外の施設でございます。

○森委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 では、質疑も尽きたようですので、続いて福祉課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、続きまして福祉課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

人件費補正以外の歳出を中心に御説明を申し上げますので、まず初めに議案書の172ページ、173ページの下段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で補正予算額は2,246万9,000円でございます。

主な内容につきまして、173ページ説明欄の最下段をごらんいただきますようお願いをいたします。

心身障害者小規模授産施設管理運営事業は64万3,000円の補正をお願いするもので、老朽化により故障をいたしました作業室の空調設備の改修工事費でございます。なお、この空調設備につきましては、9月定例会の委員協議会において御報告をさせていただきましたが、8月下旬に故障をいたしまして、早急に改修を行う必要があったことから、一時的な流用により対応させていただいているものでございます。

はねていただきまして、175ページの最上段をお願いいたします。

障害者福祉サービス給付事業は障害者自立支援給付事業で2,083万4,000円の補正をお願いするものでございます。これは訓練等給付事業における利用者が当初予算での見込みより増加していることなどによるものでございます。

なお、この事業費の増額分につきましては、特定財源として国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1、それぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上をしております。

続きまして、中段の障害者自立支援システム運用事業は141万7,000円の補正をお願いするものでございます。これは障害者総合支援法などの改正によりまして、来年4月から施行されます新たな障害福祉サービスに対応するため、現行システムの改修を行うものでございます。なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源として国庫補助金が2分の1財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

障害者福祉費におきまして御説明いたしました以外の事業費補正については、人件費の補正でございます。

はねていただきまして、176ページ、177ページの上段をお願いいたします。

3款1項4目福祉活動費で補正予算額は501万1,000円でございます。

内容につきまして、177ページの説明欄をごらんいただきますようお願いをいたします。

学習等供用施設管理運営事業で501万1,000円の補正をお願いするもので、老朽化により故障をいたしました宮田地区学習等供用施設、1階和室の空調設備改修工事費で66万9,000円と、経年劣化による亀裂により剥離の危険性が生じております草井地区学習等供用施設の外壁及び屋根ひさし部分の補修工事で434万2,000円をお願いするものでございます。

2枚はねていただきまして、180ページ、181ページの最下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は70万8,000円でございます。

内容につきましては、181ページの説明欄をごらんいただきますようお願いをいたします。

生活保護事業は36万7,000円の補正をお願いするものでございます。これは来年4月からの機構改革によりまして、本庁舎1階西フロアに新たな部長室を設置する必要があることから、生活保護に係るケース台帳などの書類を保管するための鍵付きの保管庫が必要となるものでございます。

はねていただきまして、183ページの最上段をお願いいたします。

生活保護システム運用事業は54万円の補正をお願いするものでございます。これは、現在使用中の生活保護などに係るレセプト管理システムのサポート終了に伴いまして、L G W A Nを活用した新たなレセプト管理システムに移行するための機器設定が必要となるものでございます。

その下にございます被保護者就労支援事業につきましては、人件費補正でございます。

福祉課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　障害者自立支援システム運用事業ということでシステム改修ということですが、実際にはどういう内容のものなんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　障害者総合支援法の改正による対応だというふうに御説明を申し上げましたが、具体的なその改正の内容を申し上げますと、新たなサービスといたしまして、地域生活を支援するサービスといたしまして自立生活援助というサービス、それから就労定着に向けた支援を行うサービスとしまして就労定着支援というサービス、それから従来にもございますが、重度訪問介護については訪問先の拡大、具体的には病院内で一定の介護ができるようにするという拡大が行われております。

それから、高齢障害者の介護保険サービスへの円滑な移行といったようなところで、負担額を障害福祉サービスを受けていらっしゃる負担額が無料であったものが介護保険に移行すると自己負担が発生するということで、この部分の自己負担を軽減するような改正もなされておるところでございます。

それから障害児の関係でございますけれども、現在、事業所で集合形式でやっております児童発達支援のサービスに関しまして、居宅訪問による児童発達支援のサービスといったものが新設をされます。

それから保育所等訪問支援の支援対象が拡大されるであるとか、細かいところでいきますと、補装具の関係が貸与というものが追加されるといったようなさまざまな改正がされておりました、この新サービスに対応するためのシステム改修が必要となるということでございます。

○森委員　　そうすると、今の前段の部分でいくと、基幹支援何とかという社協に委託している部分がありますよね。そこは直接的には関係ない。一人一人についてのシステム改修ということになるんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　基幹相談支援の機能の一部を社会福祉協議会に委託をしておりますが、この部分についてはシステム改修の対象にはなっていないと。新たに追加される障害福祉サービスに対応するための改修であるということでございます。

○森委員　　そうすると、新年度の予算の中で具体的な事業そのものについては、こうした今説明されたような内容が予算化されて出てくるということでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　具体的にはこれらの改修が新たな事業として、新年度、平成30年度予算に加わるということではなくて、その前段で追加の資料をお願いしております障害者自立支援給付事業の中に全てのサービス費用というのは含まれるということでございます。

○森委員　　いま一つよくわかりませんが、また勉強してきます。

あと、空調設備の改修工事、宮田学供、それから草井学供ですけど、草井は屋根ひさし部分の改修ということですけど、どちらにしろこの老朽とか経年劣化とかいう話なんですけど、ぽつりぽつりこういう形で出てくるのは余りよくないんで、空調というと、全体はどうなんですか。特に宮田学供は。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　宮田地区学習等供用施設は9月の補正でも2階集会室の空調設備改修をお願いいたしました。それぞれの部屋が個別の空調設備になっておりますので、全面改修といったことの必要がないというふうなことでございますので、今回は故障いたしました1階和室の部分で、この費用での改修を予定しておるということでございます。

それから、草井地区学習等供用施設を少し説明させていただきますが、2階部分の屋根のひさしの部分に、やはり経年劣化によりまして亀裂が東西南北全面に入っております。一部には、小さい破片でございますけど、コンクリート片が落下したような痕跡も見られております。今回、全面に足場を組みまして、その亀裂の部分全て、まずはたたいて危ないところを全部落とした後でモルタル等で補修を行うというような工事を予定しております。

- 森委員 そのひさしだけでいいんですか。屋根全体は大丈夫なの。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 現在のところ、ひさしの部分、とりあえず亀裂、それから剥離の危険があるというところで補修の工事を予定しておりますが、屋根の部分については、これも業者には見てもらいましたけれども、とりあえずそういった亀裂といったものは見られないということでございます。
- 河合委員 築何年。
- 委員長 築何年ということですね。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 草井学供は最も直営5学供の中で古い学供でございます。昭和52年の建築でございます。
- 森委員 この空調のほうですけど、そうするとちょこちょここういう形で出てくるんだけど、1室を改修するには逆に言うとすごい金額だなあと思うんですけど、どういう工事になるんですかね。それでそれが、ここが壊れた、ここが壊れたとってその都度その都度出てくることになるんですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 1階の和室の空調設備ですが、高額だという御指摘でございますけれども、業者にまずは見てもらったんですけども、とりあえず機器自体がもうかなり古いというところで、とりあえず応急処置で動かしてはあったんですが、今度もう壊れてしまったら、もう全部取りかえというところで、このお願いをしております費用については機器を全て取りかえると、新品になるということでございますので、一部改修をしてまた次の部品が壊れるといったような心配はないものと考えております。
- 委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 保険年金課長 保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の174ページ、175ページをお願いいたします。

下段にございます3款1項3目社会保障費の人件費等と所管事業の共済費でございます。

少しはねていただきまして、180ページ、181ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項2目医療助成費の共済費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長　子育て支援課所管の歳入につきまして、人件費以外の補正予算について議御説明させていただきます。

議案書の156ページ、157ページの中段をお願いいたします。

14款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金で、ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金16万6,000円でございます。

議案書の176ページ下段をお願いいたします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費で、補正予算額はマイナス1,568万5,000円でございます。

人件費以外の補正予算の内容につきまして御説明いたしますので、はねていただきまして、179ページの説明欄をお願いいたします。

上段の保育園指定管理事業につきましては、議案第68号 江南市立保育所に係る指定管理者の指定についてで御説明させていただきました古知野西保育園の指定管理料に係る債務負担行為で、期間は平成29年度から平成34年度で、限度額は5億8,889万円でございます。

はねていただきまして、181ページ中段やや上をお願いいたします。

児童・遺児手当等事業につきましては29万4,000円の補正をお願いするもので、これは平成30年度の機構改革に伴い書類等の保管庫4台を購入するものでございます。

その下、ひとり親家庭等日常生活支援事業につきましては31万3,000円の補正をお願いするもので、これはひとり親家庭の保護者の疾病、就労等の日

常生活支援が必要な場合に、御自宅に生活支援員を派遣して生活の安定を図る事業で、利用者の増加に伴う委託料を補正前11万円から、補正後42万3,000円に変更するものでございます。なお、この事業に対しましては特定財源といたしまして、先ほど歳入で御説明させていただきましたひとり親家庭日常生活支援事業費補助金が措置されるものでございます。

この補正予算につきましては、利用の増加に伴いまして、現在、流用にて対応させていただいておりますが、補正予算をお認めいただいた後は、流用戻しを行い進めさせていただきたいと考えております。御報告が事後になりまして、おわび申し上げます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　今、説明があった181ページのひとり親家庭等日常生活支援事業ですけど、委託料という形になっていますが、どういうところに委託をしているのかということと、あと件数と回数を御説明ください。

○子育て支援課長　委託先は江南市社会福祉協議会でございます。回数でございますが、今年度9月末までの利用のほうで、お一方が13日間で95時間御利用になっております。

○森委員　そうすると、1人の件数でいくとふえてはいない。1人だけ。この家だけということですか。

○子育て支援課長　対象者はふえておりませんので、お一方だけということでございます。回数がふえたというような状況でございます。

○森委員　わかりました。

○委員長　ほかにありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、健康づくり課所管の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の182ページから183ページの下段をお願いいたします。

健康づくり課の所管は人件費のみで、補正予算額は240万5,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようですので、続いて教育委員会事務局教育課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長　教育課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の196ページ、197ページをお願いします。

196ページ中段、10款1項1目教育支援費でございます。

はねていただきまして、198ページ、199ページをお願いいたします。

198ページ上段10款1項2目教育環境費でございます。

その下、10款2項1目小学校費でございます。

はねていただきまして、200ページ、201ページをお願いいたします。

200ページ上段、10款3項1目中学校費でございます。

以上につきましては人件費でございますして、減額補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、202ページ、203ページをお願いいたします。

202ページ下段の10款5項2目学校給食費で384万2,000円の補正予算をお願いするものでございます。

内容につきましては、人件費以外の施設管理事業について説明をさせていただきますので、右側203ページの説明欄をお願いいたします。

施設管理事業といたしまして、南部学校給食センターに平成12年8月に設置されました揚げ物を調理するフライヤーの油槽に油漏れが発生したため、応急処置を行い、使用をしてまいりましたが、応急処置での対応が困難となり、油槽全体を取りかえる必要が生じたため、改修工事を行うものでござい

ます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 フライヤーではなくて油槽というのはどういう意味。

○教育課長兼少年センター所長 フライヤーという調理器具、揚げ物を調理する機械なんですけど、フライヤーの中に油をためていく槽、油の槽ということで油槽なんですけど、そこで油漏れが生じたもんですから、それを取りかえる工事を行うものです。

○森委員 一般的にいうと、いわゆるフライパンでしょう。フライパンには当然フライを揚げるんだから油を入れます。その油を入れたら漏れるということは、フライヤーそのものが穴があいたという意味じゃないですか。

○教育課長兼少年センター所長 フライヤー自体は上に熱源がありまして、下に油の槽の、いわゆるフライパンのような細長い油をためる槽なんですけど、そのフライヤーというのは全体のもので、熱源とか油の槽も含めたもので、油をためる油槽に穴があいて油漏れが生じたということです。

○委員長 フライヤーの一部、フライヤーの中の油槽に穴があいたということ。そのフライヤーの中の油層部分だけをかえるという、そういうことでよろしいですね。

○森委員 平成12年に設置して、今が29年、17年間使ってきたと。この部分だけをかえれば、しかしかなりの金額ですけど、全部取りかえると幾らでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長 フライヤーそのものを取りかえるわけではなくて、あくまで油のフライパンの部分だけを取りかえると。上の熱源とかそういうところはそのままということでございます。

○森委員 そうすると、この冬休みの間にやるということですか。今も使っていると思うんですけど。もうやっているんですか。

○教育課長兼少年センター所長 先ほどのちょっと説明でも申し上げましたが、とりあえず応急処置をして、一旦油漏れはとまっている状態ではあるんですけど、メーカーいわくちょっと心配だということもありまして、今現在も

使っておりますが、予算をお認めいただいた後、契約をすることになります
が、その油槽を製作するのにおおむね2カ月ぐらいかかるということでござ
いますので、実際の改修は春休みということになります。

- 委員長 よろしいでしょうか。
- 森委員 はい。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審
査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 生涯学習課統括幹兼体育施設長 それでは、生涯学習課所管の補正予算に
ついて御説明申し上げます。

まず初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の154ページ、
155ページ上段をお願いいたします。

12款1項7目4節保健体育使用料でございます。所管は生涯学習課で、内
容につきましては、平成30年5月に開館する新体育館の予約を平成30年2月
から受け付けることに伴い、利用者から使用料を納付していただくことから、
新体育館使用料として予算計上をお願いするもので、金額は17万1,000円で
ございます。

それでは、続きまして歳出について御説明申し上げますので、議案書の
200ページ、201ページをごらんください。

10款4項1目生涯学習費でございます。内容については、人件費の補正に
よるものでございます。

それでは、はねていただきまして、議案書の202ページ、203ページをお願
いいたします。

こちら10款5項1目体育費でございます。補正予算額は36万6,000円の増
額補正と、財源更正をお願いするものでございます。

右側説明欄をお願いいたします。

新体育館建設事業におきまして、新体育館の開館に向けたチラシの作成及
び開館記念式典の開催に向けた招待状の作成・送付に係る需用費といたしま

して38万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、財源更正でございます。

体育施設等維持管理事業の市民体育会館・武道館維持管理事業の財源更正でございます。内容につきましては、特定財源として新体育館使用料17万1,000円を充当するものでございます。

以上で、生涯学習課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時39分 休 憩

午前11時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号 平成29年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第75号 平成29年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第75号について御説明いたしますので、議案書の245ページをお願いいたします。

平成29年議案第75号 平成29年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2

号)でございます。

平成29年度江南市の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,376万5,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては246ページに掲げております。

歳入歳出補正予算事項別明細書が247ページから249ページに掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

続きまして、250、251ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源であります歳入予算でございますが、3款2項4目事務費補助金247万円でございます。

次に、252、253ページをお願いいたします。

7款1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金で、事務費繰入金として380万4,000円でございます。

次に、歳出の補正予算の内容につきまして説明をさせていただきますので、254、255ページをお願いいたします。

人件費を除く事業費について説明いたします。

上段の1款1項1目総務管理費でございます。補正予算額は634万2,000円で、内容につきましては、255ページ説明欄をお願いいたします。

介護保険システム改修事業では、635万6,000円の補正をお願いするものでございます。これは介護保険法の改正に伴う来年度以降の制度改正に対応するため、現行システムの改修を行うものでございます。

はねていただきまして、256、257ページをお願いいたします。

2款1項1目介護サービス等諸費でございます。補正予算額は645万8,000円の減額でございます。

内容につきましては、257ページの説明欄をお願いいたします。

介護保険居宅サービス等給付事業、地域密着型介護サービス給付事業で654万8,000円の減額をお願いするものでございます。これは地域密着型介護サービス給付費が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。はねていただきまして、258、259ページをお願いいたします。

2款4項1目高額介護サービス等費でございます。補正予算額645万8,000円の増額でございます。

内容につきましては、259ページ説明欄をお願いいたします。

高額医療合算介護サービス等費支給事業、高額医療合算介護サービス費支給事業で645万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは要介護の方が対象となります高額医療合算介護サービス費が見込みより多かったことによるものでございます。

次に、260、261ページをお願いいたします。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費でございます。補正予算額16万3,000円の減額でございます。

内容につきましては、261ページ説明欄をお願いいたします。

地域支援事業、介護予防・生活支援サービス事業で16万3,000円の減額でございます。

はねていただきまして、262、263ページをお願いいたします。

4款4項1目その他諸費でございます。補正予算額は16万3,000円の増額でございます。

内容につきましては、263ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

地域支援事業、介護予防・生活支援サービス事業費審査支払手数料事業で16万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは要支援等の方の介護予防・生活支援サービス事業費に係る審査支払手数料が見込みより多かったことによるものでございます。

以上で、議案第75号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 259ページの高額医療合算介護サービス費という、これそのものについてちょっと御説明いただきたいです。

○高齢者生きがい課長 高額医療合算介護サービス費支給事業及び高額医療合算介護予防サービス費支給事業とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用していらっしゃる世帯の負担を軽減する制度でございます。

7月31日時点におきまして医療保険の世帯を1単位としまして、1年間、この1年間は8月1日から翌年7月31日まででございますが、この間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、所得区分に応じた負担限度額から超過した額を支給するものでございます。

○森委員 総額で1人当たりでいくと、所得によって違うんですけど、どのくらいでしたっけ、これ。年間で何万円以上の医療費、介護保険の利用料負担をした人について、何万円までは自己負担、それ以上は介護保険で見ますよということですよ。

○高齢者生きがい課長 世帯の負担限度額につきましては、所得区分、現役並み所得者の要件が住民税課税所得145万円以上の方で限度額67万円、一般で56万円、低所得Ⅱの方で31万円、低所得Ⅰの方で19万円という限度額になっております。

○森委員 それで、これだけの増額をしなきゃならなくなったということはそれだけ本人が負担された分の差額を払ったということやね。その請求が出たということやね。

○高齢者生きがい課長 はい、そのとおりでございます。

○森委員 はい、わかりました。

何人ぐらいになるかわかりますか。

○高齢者生きがい課長 447件でございます。

○森委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前11時50分 休 憩

午前11時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時51分 休 憩

午後 2 時33分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、視察御苦労さまでした。

それではまず、議案第57号の答弁保留の分がありましたので、そちらのほうをお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 よろしく願いいたします。

指定居宅介護支援事業者の指定及び指定の取り消し並びに監査等につきましては、介護保険法に規定をされております。

午前中に質問いただきました指定の取り消しにつきましては第84条、勧告につきましては第83条の2にそれぞれ規定をされておるものでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

○森委員 はい。

○委員長 ありがとうございました。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題とします。

これは、去る10月17日から19日までに埼玉県戸田市、東京都荒川区、千葉県我孫子市、東京都墨田区を行政視察していただいた報告書について、皆さんの御意見を委員会の所感として報告書に反映させたいと思います。

既にお配りさせていただいていると思いますので、こちらを読んでいただいて、既にちょっと私の所感のほうはもう載せていただいておりますので、皆さんの所感にさらにつけ加えたい、これをぜひ載せてほしいというようなものがありましたら、ぜひ委員長、副委員長に言っていただいて、それを反映していきたいと思いますが、今、この場で何か御意見等ありましたらお願いしたいんですが。

[挙手する者なし]

○委員長 特にありませんか。

では、もし委員会後でもありましたら、またお願いしたいと思います。

では、詳細につきましては、正・副委員長に一任という形でお願いいたします。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、今後もし皆さんからも意見を出されましたら、それを意見を委員会の所感といたしまして今定例会において議場配付いたしますので、よろしくお願いいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 最後に、常任委員会の研修会の内容についてを議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、内容等につきましては正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日報告させていただきます。

講師につきましては、ながお在宅クリニック院長の長尾強志氏、研修テーマについては、「在宅医療について」としたいと思います。

なお、日程については、来年の1月から2月までの間で考えておりますが、皆様の都合はいかがかというところで、できたらきょう、日程だけ決めたい

と思いますが。

済みません、事前に会場があいている日とか、他の委員会が会議等が入っている日を除きますと、今からちょっと5つ、6つほど日程を言いますので、その中から皆様の都合のいい日を教えてくださいたいんですが、あいている日が1月11日木曜日、こちらが午前、午後あいています。それから1月23日の午前に総務委員会の研修会があつて、午後から議会改革特別委員会がありますが、その翌日の24日水曜日の午前、午後、こちらがあいております。それから2月9日金曜日、午前に江南丹羽の代表者会議があるんですが、その午後でしたらあいております。あと2月13日火曜日の午前、あと14日水曜日の午前、午後、16日金曜日の午前、午後、19日月曜日は、午前に愛北の定例会があつて、その日の午後があいているという、そういった状況ですが、皆様の御都合が悪いという日がありましたらお願いしたいんですが。

長尾先生のほうは大体2週間ぐらい前までに、この日でやりたいということをお願いいただければ、調整して都合をあけられるということだったんですけれども。

済みません、ちょっと暫時休憩します。

午後2時38分 休 憩

午後2時40分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

2月の例えば午前、午後ですと、2月14日水曜日の午前、午後か16日金曜日の午前、午後というのがいがかというお話が今。

[発言する者あり]

○委員長 16日の午後が水防組合、じゃあ16日の午後は消えました。

9日金曜日は午前中に江南丹羽の代表者会議が、これは午後だったら大丈夫です。

[発言する者あり]

○委員長 でも一応は全議員に通知を出すので、一応はこの委員会だけではなくて全議員にも一応通知を出すのでということで、研修会なので。

14日水曜日の、午前、午後、今。

[発言する者あり]

○委員長　　じゃあ、14日水曜日の午前、午後のところで、あとは長尾先生との調整、午前がいいか午後がいいか調整という形でよろしいでしょうか。

では、2月14日水曜日の午前、午後で。最終調整については正・副委員長に一任でお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長　　はい、すぐ今定例会中に午前か午後かはお知らせできるようにしたいと思いますので。

では、日程につきましては平成30年2月14日水曜日、午前か午後かというのは、済みません、すぐ連絡をとって先生と調整して、それを今定例会期間中に皆さんにお伝えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、今年度の委員会の研修会は、ながお在宅クリニック院長の長尾強志氏をお招きして、平成30年2月14日水曜日とすることに決定いたしました。なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時45分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 藤岡和俊